



平成 20 年 6 月 24 日

各 位

会 社 名 富山化学工業株式会社  
代表者名 取締役兼代表執行役社長 菅田益司  
(コード番号：4518 東証 1 部)  
問合せ先 執行役管理部門長兼経理部長  
室谷美晴  
(電話番号 03-5381-3821)

## 全部取得条項付種類株式発行のための定款一部変更及び その取得に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 6 月 24 日付けの取締役会において、全部取得条項付種類株式の発行のための当社定款の一部変更及び当社による全部取得条項付種類株式の全部の取得について、平成 20 年 7 月 10 日開催予定の臨時株主総会及び普通株式の株主様による種類株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### I 当社定款の一部変更

##### 1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件

###### (1) 変更の理由

(ア)先般より、平成 20 年 3 月 19 日付当社プレスリリース「親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」等にてご報告申し上げておりますとおり、富士フィルムホールディングス株式会社（以下「富士フィルム HD」といいます。）は、平成 20 年 2 月 19 日から平成 20 年 3 月 18 日まで当社の普通株式及び新株予約権を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行った結果、平成 20 年 3 月 26 日の決済日をもって当社普通株式 132,864,533 株を取得しました。その結果、本日現在、富士フィルム HD は、平成 20 年 2 月 28 日付けで当社の第三者割当増資を引受けることにより取得した 28,990,000 株と合わせ、当社普通株式 161,854,533 株を所有するに至りました。

※総株主の議決権の数（平成 19 年 9 月 30 日現在の当社の発行済株式総数に係る総株主の議決権の数（193,538 個）に、単元未満株式（2,371,461 株）に係る議決権の数 2,371 個を加え、さらに当社の発行した新株予約権が公開買付け期間末日までに行使されることにより発行又は移転される可能性のある当社株式の最大数（218,400 株）に係る議決権の数 218 個を加えたほか、富士フィルム HD 及び大正製薬株式会社（以下「大正製薬」といいます。）を割当先として行われた平成 20 年 2 月 28 日を払込期日とする当社普通株式の第三者割当増資により発行された普通株式（43,925,000 株）に係る議決権の数 43,925 個を加えて、分母を 240,052 個として計算しています。以下同じ。）に対する富士フィルム HD の議決権の数の割合は 67.42%であり、同じく総株主の議決権の数に対する富士フィルム HD 及び大正製薬の議決権の合計数の割合は 91.56%となります。

富士フィルム HD は、富士フィルム株式会社（以下「富士フィルム」といいます。）と共に、従来の富士フィルム R I ファーマ株式会社（放射性医薬品事業）、富士フィルムファインケミカルズ株式会社（医薬品原薬・中間体事業）に加え、富士フィルム HD 及び大正製薬による当

社の発行済株式の全ての取得を通じて当社が完全支配化されることになる手続（以下「本完全支配化手続」といいます。）を実施することによって、研究開発型企業として感染症領域を始め多くの実績を挙げている当社との戦略的事業提携による医療用医薬品事業への本格参入を通じ、新たな事業ドメインでの戦略展開による「予防」、「診断」、「治療」という全領域をカバーする総合ヘルスケアカンパニーの構築を進める意向を有しておられます。

また、大正製薬は、本完全支配化手続による当社との資本関係強化を通じた更なる緊密化が、熾烈化する国内外の競争を勝ち抜く上で必要不可欠なものであり、両社の企業価値の向上におおいに寄与するものであると判断しておられます。

そして、当社にとっても、本完全支配化手続の結果として、富士フィルムが写真事業を通じて長年蓄積してきた多様な独自技術（各種診断技術、解析技術、ナノ乳化分散技術、薄膜形成技術、精密合成技術、R I 標識抗体技術、カラーゲン技術など）や人材、そしてグループ会社の生産技術や開発力という経営資源の提供を受けることで、当社が有する新薬パイプラインの強化及び治験期間の短縮化を進めることを期待しております。また、富士フィルムの分散技術によるナノ粒子化など、富士フィルム独自のF T D (Formulation, Targeting, Delivery) 技術を応用展開することで、従来にない新たな医薬品を開発することが可能となります。今後ますます膨大な研究開発費と時間が必要とされる厳しい事業環境下においては、当社の株式を富士フィルム HD と大正製薬で 100%保有され（富士フィルム HD66%、大正製薬 34%）、経営及び投資に関する意思決定を迅速かつ効率的に行うことで当社の経営基盤強化と企業価値最大化を実現できます。さらに、研究開発費用や新製品の原薬製造設備費用に対する富士フィルム HD 及び大正製薬による資金支援、富士フィルムファインケミカルズ株式会社の有効活用による外注品の内製化や災害リスク分散体制の構築などの生産支援並びに国内における大正製薬の協力のもとでの大正富山医薬品株式会社を通じた販売拡大及び富士フィルムグループの海外ネットワークを最大限に活用した海外販売体制の構築などの販売支援が実行されることで、当社の収益性を大幅に向上させ、当社が特定疾患領域における有力製薬メーカーへと飛躍することが期待できるものと考えております。

このため、当社は、以下の方法により、本完全支配化手続を実施することといたしました（以下の①から③までを総称して、「本定款一部変更等」といいます。）。

- ① 当社定款の一部を変更し、種類株式を発行する旨の定めを新設します。
- ② 上記①による変更後の当社定款の一部を変更し、当社普通株式に、当社が株主総会の決議によってその全部を取得する全部取得条項（以下「全部取得条項」といいます。）を付加する旨の定めを新設します。なお、全部取得条項が付加された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付種類株式」といいます。
- ③ 会社法第 171 条並びに上記①及び②による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、当社が全部取得条項付種類株式の株主様（但し、当社を除きます。以下「本件株主様」といいます。）から全部取得条項付種類株式の全てを取得し、当該取得と引換えに、富士フィルム HD 及び大正製薬以外の本件株主様に対して交付する当社種類株式が 1 株未満の端数となるように、取得対価として当社種類株式を交付します。

上記③の手続の完了により、富士フィルム HD 及び大正製薬のみが当社の株主になる予定です。

(イ)種類株式発行に係る定款一部変更の件は、本定款一部変更等のうち上記①を実施するものであります。

具体的には、会社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから（会社法第 108 条第 1 項第 7 号）、上記①は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、種類株式を発行する旨の定めを新設するものであります。かかる種類株式としては、以下の内容の A 種類株式を設けることとしております。なお、下記Ⅱ「1. 全部取得条項付種類株式の全部を取得することを必要とする理由」にて説明申し上げますとおり、上記③における全部取得条項付種類株式の取得対価は当社 A 種類株式としております。

会社法第 171 条並びに上記①及び②による変更後の当社定款の定めに従って、当社が臨時株主総会の決議によって全部取得条項付種類株式の全て（但し、自己株式を除きます。）を取得した場合、上記のとおり、富士フィルム HD 及び大正製薬以外の本件株主様に対して当社が

交付する取得対価である当社A種種類株式の数は、富士フイルムHD及び大正製薬による当社の完全支配化が達成されるよう、1株未満の端数となる予定です。このように交付される当社A種種類株式の数が1株未満の端数となる本件株主様に関しましては、会社法第234条の定めに従って以下のとおりの1株未満の端数処理がなされ、最終的に現金が交付されることとなります。

当社では、上記のように本件株主様に交付することになる1株未満の端数の合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の当社A種種類株式について、会社法第234条第2項に基づく裁判所の許可を得た上で、富士フイルムHDに対して売却することを予定しております。当該売却の結果として本件株主様に交付される金銭の額については、特段の事情がない限り、本公開買付けにおける富士フイルムHDの当社普通株式に係る買付価格（1株当たり880円）を基準として算定される予定です。

但し、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要となる場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

(ウ)種類株式発行に係る定款一部変更の件は、本定款一部変更等の①として、当社が種類株式発行会社となるとともに、全部取得条項付種類株式の取得と引換えに交付する取得対価を定めるため、A種種類株式についての規定を設けるほか、所要の変更を行うものであります。

また、定款第8条におきましては、これまで当社は、事務負担の軽減を図るため、1,000株を単元株式数として規定していたところ、同第8条は、当社普通株式に単元株式数を定めるものであるため（本定款一部変更等の①で設けられるA種種類株式には単元株式数を定めません。）、その趣旨を明確にするために所要の変更を行うものであります。

## (2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、7億8,000万株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、7億8,000万株とし、このうち普通株式の発行可能種類株式総数は7億7,999万9,000株、 <u>A種種類株式の発行可能種類株式総数は1,000株とする。</u>
(新設)	(A種種類株式) <u>第6条の2 当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株式を有する株主またはA種種類株式の登録株式質権者に対し、普通株式を有する株主または普通株式の登録株式質権者に先立ち、A種種類株式1株につき1円を支払う。上記の残余財産の分配後、残余する財産があるときは、普通株式を有する株主または普通株式の登録株式質権者およびA種種類株式を有する株主またはA種種類株式の登録株式質権者に対し、同順位にて残余財産の分配を行う。</u>
(株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。	(株券の発行) 第7条 当社は、 <u>全ての種類の株式</u> に係る株券を発行する。
(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第8条 当社の単元株式数は、1,000株とす	(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第8条 当社の <u>普通株式の単元株式数</u> は、

<p>る。</p> <p>2 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p>	<p>1,000株とし、A種種類株式の単元株式数は、<u>1株とする。</u></p> <p>2 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(種類株主総会)</p> <p><u>第20条の2 第15条、第16条、第17条、第19条および第20条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p><u>2 第18条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p><u>3 第18条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p>

## 2. 全部取得条項の付加に係る定款一部変更の件

### (1) 変更の理由

上記1.「(1) 変更の理由」において説明申し上げておりますとおり、当社は、本定款一部変更等により本完全支配化手続を実施する必要があるとの結論に至っております。

全部取得条項の付加に係る定款一部変更の件は、本定款一部変更等のうち上記②を実施するものであります。

具体的には、種類株式発行に係る定款一部変更の件による変更後の定款の一部を変更し、当社普通株式に全部取得条項を付加する旨の定めとして、追加変更案第6条の3を新設するものであります。全部取得条項の付加に係る定款一部変更の件が承認され、これによる定款変更の効力が発生した場合には、当社普通株式は全て全部取得条項付種類株式となります。

また、下記「(2) 変更の内容」中の全部取得条項付種類株式の取得と引換えに交付される当社A種種類株式の割合については、下記Ⅱ「1. 全部取得条項付種類株式の全部を取得することを必要とする理由」における記載をご参照ください。

### (2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。種類株式発行に係る定款一部変更の件の変更案による変更後の定款の規定を追加変更するものであります。なお、全部取得条項の付加に係る定款一部変更の件に係る定款変更の効力発生は、種類株式発行に係る定款一部変更の件及び下記Ⅱの全部取得条項付種類株式の取得の件に係る議案について原案どおりご承認が得られること並びに普通株式の株主様による種類株主総会において全部取得条項の付加に係る定款一部変更の件に係る議案について原案どおりご承認が得られることを条件といたします。なお、全部取得条項の付加に係る定款一部変更の件に係る定款変更の効力発生日は、平成20年8月19日といたします。

(下線は変更部分を示します。)

<p>種類株式発行に係る定款一部変更の件による変更後の定款</p>	<p>追加変更案</p>
<p>(新設)</p>	<p>(全部取得条項)</p> <p><u>第6条の3 当社が発行する普通株式は、当社が株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。当該取得を行う場合には、当社は、普通株式の取得と引換えに、新たに発行するA種種</u></p>

	類株式を普通株式1株につき 26,477,353分の1株の割合をもって交 付する。
--	---

## II 全部取得条項付種類株式の取得の件

### 1. 全部取得条項付種類株式の全部を取得することを必要とする理由

I 1. 「(1) 変更の理由」において説明申し上げておりますとおり、当社は、本定款一部変更等により本完全支配化手続を実施する必要があるとの結論に至っております。

全部取得条項付種類株式の取得の件は、本定款一部変更等のうち上記③を実施するものであります。

具体的には、会社法第171条並びに種類株式発行に係る定款一部変更の件及び全部取得条項の付加に係る定款一部変更の件による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、当社は本件株主様から全部取得条項付種類株式の全て（但し、自己株式を除きます。）を取得し、当該取得と引換えに、以下に定めるとおり、種類株式発行に係る定款一部変更の件における変更後の定款により新たに発行することが可能となる当社A種種類株式を交付するものであります。

全部取得条項付種類株式の取得の件が承認された場合、富士フイルムHD及び大正製薬以外の本件株主様に対して当社が交付する取得対価である当社A種種類株式の数は、富士フイルムHD及び大正製薬による当社の完全支配化が達成されるよう、1株未満の端数となる予定です。このように交付される当社A種種類株式の数が1株未満の端数となる本件株主様に関しましては、会社法第234条の定めに従って以下のとおりの1株未満の端数処理がなされ、最終的に現金が交付されることとなります。

当社では、全部取得条項付種類株式の取得の件が承認された場合は、上記のように本件株主様に交付することになる1株未満の端数の合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の当社A種種類株式について、会社法第234条第2項に基づく裁判所の許可を得た上で、富士フイルムHDに対して売却することを予定しております。当該売却の結果として本件株主様に交付される金銭の額については、特段の事情がない限り、本公開買付けにおける富士フイルムHDの当社普通株式に係る買付価格（1株当たり880円）を基準として算定される予定です。

但し、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

### 2. 全部取得条項付種類株式の取得の内容

#### (1) 全部取得条項付種類株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項

会社法第171条並びに種類株式発行に係る定款一部変更の件及び全部取得条項の付加に係る定款一部変更の件による変更後の定款の規定に基づき、全部取得条項付種類株式の取得と引換えに、取得日（下記(2)において定めます。）において、取得日の前日の最終の当社の株主名簿（実質株主名簿を含みます。）に記載又は記録された普通株式の株主様（但し、当社を除きます。）に対して、その所有する全部取得条項付種類株式1株につき、新たに発行する当社A種種類株式を26,477,353分の1株の割合をもって交付いたします。

#### (2) 取得日

平成20年8月19日といたします。

#### (3) その他

全部取得条項付種類株式の取得の件に係る全部取得条項付種類株式の取得は、種類株式発行に係る定款一部変更の件及び全部取得条項の付加に係る定款一部変更の件について原案どおり

ご承認が得られること並びに普通株式の株主様による種類株主総会において全部取得条項の付加に係る定款一部変更の件に係る議案について原案どおりご承認が得られることを条件として、その効力が生じるものであります。なお、その他の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

### 3. 上場廃止の予定

本定款一部変更等の結果、当社普通株式に係る株券は、株式会社東京証券取引所の定める上場廃止基準に該当することとなりますので、当社普通株式に係る株券は平成 20 年 7 月 11 日から平成 20 年 8 月 10 日までの間、整理銘柄に指定された後、平成 20 年 8 月 11 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式に係る株券を株式会社東京証券取引所において取引することはできません。

### III 定款の一部変更及び全部取得条項付種類株式の取得に関する日程の概略（予定）

臨時株主総会及び普通株式の株主様による種類株主総会の招集に関する取締役会決定	6 月 24 日（火）
臨時株主総会及び普通株式の株主様による種類株主総会開催	7 月 10 日（木）
株券提出手続の開始日（株券提出公告及び株主・登録株式質権者への通知送付）	7 月 11 日（金）
整理銘柄への指定	7 月 11 日（金）
当社普通株式に係る株券の売買最終日	8 月 8 日（金）
当社普通株式に係る株券の上場廃止日	8 月 11 日（月）
全部取得条項付種類株式全部の取得及び株式交付の基準日	8 月 18 日（月）
株券提出の期限	8 月 19 日（火）
当社による全部取得条項付種類株式全部の取得及び A 種種類株式交付の効力発生日	8 月 19 日（火）

以 上